

# 旭川アドプト・プログラム活動報告書<草刈清掃>

報告日 年 月 日( )

団体・企業名	
活動日時	平成 年 月 日( ) 午前 時 分～ 午前 時 分 午後
活動場所	
参加人数	総数 名 ※うち15才以下の参加人数 名
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■回収したおおよその草の量</li> <li>■目立った草の種類</li> <li>■苦労した点</li> <li>■主に使った器具</li> <li>■刈った草の処理</li> <li>■大型ゴミ、危険物等の発見</li> </ul>
事故・怪我等	事故・怪我等の状況と措置
アドプト制度について 改良を要する点や気の ついたことがあればご 記入下さい。	
報告書を作成し た方の氏名	
上記報告者の 連絡先電話番号	

## 「旭川Adopt・Program」合意書

この合意書は、旭川を日本一美しい川に育てる会(以下「事務局」という。)と

\_\_\_\_\_ (以下「参加者」と呼ぶ。)との間で合意の上、

作成するものです。

### 参加者は、以下の項目に合意する。

- 第1 事務局の示す安全方針等に従い、各団体が責任を持って安全な方法で清掃活動(草刈活動)を行うこと。本プログラムでは、安全が最優先である。
- 第2 責任者を定めること。責任者は、参加者の規模、気候状況等に留意し、合理的で無理のない活動計画をたて、安全管理に十分注意することとする。
- 第3 清掃活動は、年に2回以上行うこと。(草刈も2回以上)また、参加者は合意書を結んだ日から1年以上継続して行うこと。  
なお、国土交通省及び県が呼びかけている旭川一齊清掃日(毎年夏時期)に参加した場合は、当プログラムにおける年間清掃活動回数に含めることができるものとすること。
- 第4 参加者は、別表に記載する地区とAdopt(養子縁組)し、当該地区的清掃活動(草刈活動)を行うものとすること。
- 第5 清掃活動(草刈活動)の際には、他の目的をもつ別の活動(チラシの配布、イベントの開催など)を行わないこと。
- 第6 年間の清掃活動(草刈活動)の計画をあらかじめ事務局に提出しておくこと。また、活動を行う際には、事務局の作成するマニュアルに従って活動を行うこと。
- 第7 指定地区には徒歩等でいけない場合には、なるべく公共交通機関を利用すること。車両の数は必要最低限に抑え、不法駐車等は絶対に行わないこと。
- 第8 15才以下のものが参加する場合は、必ず成人の保護者または監督者を十分な人数つけること。
- 第9 集めたゴミを詰めた袋は、あらかじめ定められた方法により処理すること。
- 第10 清掃(草刈)活動中に見つけた重量物や大型のゴミ等は拾わずに、報告書により事務局に報告すること。
- 第11 有害または危険と思われる物質、注射器、点滴針等を見つけたときは、必要最低限の予防措置をとり、ただちに事務局または管理者まで連絡すること。
- 第12 清掃(草刈)活動終了後は、速やかに(7日～10日後)事務局に報告すること。
- 第13 河川管理上必要がある場合には、河川管理者が行う指導に従うものとすること。

事務局は、以下の項目に合意する。

- 第1 参加者の「名称」を表記した看板を用意し、清掃(草刈)地区内に設置すること。
- 第2 安全管理、ゴミ、刈った草の回収等に関する連絡先等を記載したマニュアルなどを作成、配布すること。
- 第3 各参加者の活動の記録を整理保存すること。また、Adopt·Program 旭川または各参加者の活動についての広報に努めること。
- 第4 ゴミの回収や清掃(草刈)に必要な消耗品等の配布、その他の支援方策等について、河川管理者や関係機関との連絡調整を行うこと。

その他特記事項

Adopt·Programは、川と養子縁組し、河川環境の保全を進めるものであるが、河川敷清掃を排他的に独占するものではないこと。他の団体等が清掃作業を行っている場合もお互いに協力しながら作業を行うこととする。

参加団体は、清掃草刈活動現場に救急箱を用意しておくこと。Adopt·Programにおける清掃(草刈)活動は、参加者の自己責任下において行うボランティア活動であり、事務局はその活動中の事故に対して賠償責任を負わない。ただし、事務局が、活動の支援策として傷害保険に加入した場合は、その範囲内の保障を行う。

清掃草刈活動を行う地区において、工事予定がある場合や天候等の状況により、この合意書による活動が進められない場合が考えられる。この場合、参加者と事務局が協議して、爾後の方針を検討することとするが、基本的には、これらの制約条件がなくなった時点から活動を再開することとする。

Adopt(養子縁組)の期間は、合意書締結の日から1年間とする。

ただし、事務局は、参加者が、この合意書その他の決まりに従わない場合、または他の参加者や清掃草刈活動を行う者等の活動に迷惑を及ぼす恐れのある場合、若しくは旭川Adopt·Programの運営に支障をきたすと認める場合には、当該参加者の登録を抹消ができるることとする。

Adopt(養子縁組)を結ぶ地区	(図面添付)
------------------	--------

団体・企業名	
刃がナ	
代表者名	
代表者の住所	〒
電話番号	(昼間) (夜間)
FAX番号	
E-mail アドレス	

平成 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

参加者(代表者) \_\_\_\_\_ 印

岡山県岡山市厚生町3-1-15 岡山商工会議所5階

NPO法人旭川を日本一美しい川に育てる会

理事長 岡崎 彰 印